

ご存じですか。

障害者手帳等は、持たないが、  
介護を受けている時や、ねたきり老人の場合に、障害者控除を受けれます。



**手続き** 市町村に、『障害者控除対象者認定書』を提出してください。

用紙は、市町村役場でもらうか、  
インターネットの市町村のホームページから印刷できます。

**要件** 富山市の認定事務取扱要項によれば、次の通りです。

(障害者控除対象者認定の区分)

第4条 所長は、次に掲げる区分により、障害者控除対象者の認定を行うものとする。

(1) 身体障害者に準ずる者

ア 特別障害者 要介護度3以上で、かつ、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がB2以上の者であって、その状態が引き続き6箇月以上にわたるもの

イ 障害者 要介護度1以上で、かつ、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がA2以上の者であって、その状態が引き続き6箇月以上にわたるもの

(2) 知的障害者に準ずる者

ア 特別障害者 要介護度3以上で、かつ、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上の者

イ 障害者 要介護度1以上で、かつ、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上の者

(3) ねたきり老人 要介護度4以上で、かつ、障害高齢者の日常生活自立度がB2以上の者であって、その状態が引き続き6箇月以上にわたるもの

**効果** 該当すると認定を受ければ、所得税では、次の効果があります。

障害者控除として、所得控除を受けることができます。

①控除できる金額は障害者一人について**27万円**

②特別障害者に該当する場合は**40万円**

③控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、かつ、納税者又は納税者の配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合は**75万円**です。

**問い合わせ** 医療費の領収書に、介護に係わる領収書が出てきます。  
また、長期にわたる入院の領収書を見る。

このときには、上記に該当しないか、本件のことを説明してみてください。  
認定が通れば、本当に喜んでもらえます。